

意見書

平成21年7月21日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

郵便番号 105-7444

住所 とうきょうとみなとくひがししんばしいちちようめ 東京都港区東新橋一丁目6-1

氏名 にほんてれびほうそうもう 日本テレビ放送網株式会社

しっこうやくいんめ であい あせんりやくきよくちよう かたおかともあき
執行役員メディア戦略局長 片岡朋章

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

項目	意見
全体	<p>答申（案）は、諮問の前提になっていた「基幹放送の概念の維持」を感じさせる内容となっている。</p> <p>具体的には、</p> <p>放送の理念や目的について、「コンテンツ規律は、現行の「放送法」を核として、放送関連四法の集約・大括り化を図ることが適当である」とまとめている。</p> <p>また、基幹放送としての機能を不安定化しかねない、いわゆる「ハード・ソフトの分離制度」について、「放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他社への放送施設の提供よりも、その希望が優先されるよう、放送施設の設置者と業務を行う者との関係に配慮した措置を講ずることが必要である」とまとめている。</p> <p>中間論点整理（案）に比べ、「基幹放送の概念の維持」に対する認識を高めている。弊社は、この答申（案）に対し一定の評価ができるものとする。</p>

<p>(4頁) ホワイトスペースの活用</p>	<p>いわゆる「ホワイトスペース」の活用は、既存の一次業務に干渉妨害を与えるものであってはならない。また、将来既存の一次業務がエリアの見直しやシステムを拡張する場合、これを阻害するものであってはならない。</p> <p>ホワイトスペースを新規利用する無線局は一定の管理下において運用されるべきであり、その利用状況は管理把握されるべきである。</p> <p>従って、今後の制度整備においては、上記内容を踏まえ関係者間で十分かつ慎重な検討を行なうべきである。</p>
<p>(5頁) 免許等を要しない無線局（免許不要局）の範囲の見直し</p>	<p>システムの運用状況が把握できない免許不要局に対しての空中線電力上限緩和は、安易に高出力化を指向するものであってはならない。その制度整備は、十分な技術検証を行い、慎重に検討するべきである。</p> <p>また、実施においては、電波監理上、混乱をきたさぬよう検討・検証が行なわれるべきである。</p>
<p>(9頁) 放送・有線放送に係わる安全・信頼性の確保</p>	<p>◆設備の維持義務等</p> <p>放送事業者は、常に放送中止事故削減に向けた努力をしているところである。無線設備規則、省令・告示等の規定を遵守した設備を構築しているほか、設備の二重化やバックアップ電源の確保など自主的に取り組んでいる。</p> <p>また、2010年の地上デジタル放送ロードマップ完成を最優先に設備構築を進めているところである。</p> <p>このような現状を踏まえ、設備の維持義務等に係わる規定の整備にあたっては、放送事業者に過度な負担とならぬよう要望する。</p> <p>◆重大事故の報告義務</p> <p>通信サービスは「通信路を利用者に提供すること」、放送サービスは「番組を作り視聴者へ送り届けること」であるため、新たな法体系では、通信と放送における重大事故の報告義務の基準は分けるべきである。</p> <p>放送事業者は、現状においても放送事故の発生を総合通信局に遅滞なく報告している。</p>

	<p>従って、放送の重大事故の報告に関する規定は、定義、目的、位置付けを明確化するほか、煩雑な事務処理など放送事業者に過度な負担とならぬよう、整備されることを要望する。</p> <p>◆放送中止事故情報の利用者への周知</p> <p>放送中止事故は事故毎にその種類、大きさ、地域性など利用者への影響が異なるため、一律の周知基準とすることは利用者にとって無用な混乱を与えるなどの危惧がある。</p> <p>利用者等への周知の在り方は、多面的見地から総合的に検討されるべきである。</p>
(13頁) 業務開始の手 続等 ウ	<p>放送事業者がハード・ソフトの一致を求めているのは、基幹放送としての使命が理由であり、「放送施設の整備等のインセンティブ」ではない。</p> <p>「こうした放送施設の整備等のインセンティブが損なわれることを防ぐ観点から」を「基幹放送の観点から」に修文することを要望する。</p>
(14頁) 番組規律	<p>答申（案）は「放送番組やショッピング番組の放送に関し公表の制度化」を求めているが、「基幹放送の概念」に照らしこの考えには反対である。放送の自主自立の原則のもとでは、このような番組規律は、放送事業者自らが考えるものであり、放送事業者の適切なる活動を制限するようなものであってはならない。</p>
(16頁) 再送信の在り 方	<p>ケーブルテレビの再送信に関する裁定制度の維持には反対である。再送信の実施には、著作権法や民々の契約などの課題解決が必要である。従来の裁定制度では、これらの課題は解決できない。</p> <p>従って、再送信の課題解決は、民々の合意に委ねるべきである。</p>

以上